



福祉事業経営に役立つ情報をコンパクトにお届け

ウェルフェア・レポート[®]

発行：MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室

発行者：株式会社ユアーズブレーン 広島市国泰寺町1-3-29MR Rデルタビル3F TEL:082-243-7331

◆本レポートは、MMPG医療・福祉・介護経営研究所 福祉経営研究室 会員(発行者)から無料で提供させて頂いております◆

2024年度介護報酬改定 施行時期めぐり意見分かれる

～厚生労働省

厚生労働省は10月11日、「第227回社会保障審議会介護給付費分科会」を開き、2024年度介護報酬改定の施行時期について議論した。

ベンダのシステム改修や医療現場の対応に要する集中的な業務負荷を考慮し、同時改定となる診療報酬改定は2024年度改定から6月1日施行へと見直されることとなっている。介護報酬改定の施行時期について、自治体関係者の委員は、2024年4月から第9期介護保険事業(支援)計画がスタートすることを踏まえ、同じ計画期間内に異なる介護報酬が設定されることは介護給付費の見込みや保険料算定の作業に影響を及ぼすとして、「4月施行が望ましい」と意見を述べた。一方、「医療と介護の連携の点からも6月以外はあり得ない」など、6月施行を主張する意見もあり、見解が分かれた形になった。

続く10月23日、「第228回社会保障審議会介護給付費分科会」が開催され、地域密着型サービス(①定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護、②小規模多機能型居宅介護、③看護小規模多機能型居宅介護、④認知症対応型共同生活介護)について、厚労省が改定の方向性を示した。

①では、「夜間対応型訪問介護の利用状況を十分に勘案し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の基本報酬に、夜間対応型訪問介護の利用者負担に配慮した区分を設け、一体的実施を図る」という対応案を提示。②と③では、さらなる地域包括ケアの推進を図る観点から、現行の総合マネジメント体制強化加算を基本報酬に組み込むことに加えて、認知症の人の積極的な受け入れや人材育成、地域の多様な主体と協働した交流の場の拠点づくりなど「地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取り組み」を評価する新加算創設も提案された。④では、医療連携体制加算Ⅱ・Ⅲの算定が非常に低いことを受けて、同加算の看護体制要件と医療的ケアが必要な者の受け入れ要件の見直しが示された。これらについては、いずれも概ね了承された。

技能実習に代わる新たな制度のたたき台を公表

～出入国在留管理庁

出入国在留管理庁は10月18日、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第12回)」を開催し、最終報告書の素案を示した。

素案では現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度を創設すると明記。基本的に3年間の就労を通じた育成期間で、特定技能1号の技能水準の人材に育成することをめざすとした。また、現行の制度ではやむを得ない事情がある場合のみ転籍を認めていたが、新たな制度では転籍の範囲を拡大かつ明確化し、手続きを柔軟化することを提言。加えて、▽同一の受け入れ企業等において就労した期間が1年を超えている、▽技能検定(基礎級)等および日本語能力A1相当以上の試験(日本語能力試験N5等)に合格している——という条件を満たす場合には、本人の意向による転籍も認めるとしている。

特定技能1号への移行については、技能検定3級等以上または特定技能1号評価試験への合格に加えて、日本語能力A2相当以上の試験(日本語能力試験N4等)への合格を条件として提示。ただし、日本語能力試験については、当面は当該試験合格に代えて、認定日本語教育機関等における相当の講習を受講した場合も、その条件を満たすとしている。

物価高騰や賃上げへの対応を盛り込んだ提言をまとめる

～自由民主党

自由民主党政務調査会は10月17日、政府が策定を急いでいる総合経済対策に向けて、「新たな総合経済対策に向けた提言」をとりまとめ、岸田文雄首相に提出した。物価高への対応に加えて、海外経済の下振れリスクへの目配りも必要としたうえで、日本経済を新たなステージに移行させるために大胆な経済対策の策定を求めている。

介護分野については、物価高騰が経営を圧迫している点や賃上げが他業界に追いつけていないことなどから、人材確保が困難になっていると指摘。そのため、医療・介護・障害福祉等のサービス提供体制は危機的事態に陥るとともに、地方経済にも悪影響を及ぼしているとして、「令和6年度報酬改定も視野に入れた賃上げを行うために必要な対応を早急を実施すること」「食材料費・光熱水費高騰への必要な対応を検討し、確実に実施していくこと」を要請した。また、介護ロボット・ICT機器の活用による生産性向上や、経営の協働化等を通じた職場環境改善に取り組む事業者に対する支援も求めている。

「課題分析標準項目の改正」に関する Q&A を送付

～厚生労働省

厚生労働省は10月16日、「『介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について』の一部改正について」（介護保険最新情報 Vol.1178）を各都道府県・市町村の介護保険担当課(室)、各介護保険関係団体に通知し、その周知徹底と運用を求めた。

「課題分析標準項目」とは、居宅介護支援のケアマネジャーらがケアプランをつくる際などに用いるもので、「基本情報(受付、利用者等基本情報)」「これまでの生活と現在の状況」「利用者の社会保障制度の利用情報」など23項目からなる。今回は、すべての項目に改正が加えられ、改正前に比べ項目内容の分量が大幅に増えている。

また、厚生労働省は同日付で、「『課題分析標準項目の改正に関する Q&A』の発出について」（介護保険最新情報 Vol.1179）を各自治体等に送付。これを使って各管内事業所等へ周知徹底することを要請した。Q&Aには「今回、課題分析標準項目を改正することとなった理由如何」「全体的に『家族等』と表現されているが、『等』にはどのような意味合いがあるのか」など20問への回答が掲載されている。

「高齢者施設の人員配置基準の特例的柔軟化」などを検討

～政府

政府は10月16日、「第17回規制改革推進会議」を開催した。同会議で「緊急に対応すべき」課題とされているのは、①人手不足への対応、②国内投資・GX/DX、③公共サービス改革——の3つ。このうち、①における「医療・介護」分野では、下記の4項目が議論された。

▽オンライン診療のさらなる普及・促進(デイサービスや学校での受診、公民館などでの受診(医師非常駐のオンライン診療専用の診療所)の全国拡大、診療報酬上の評価の在り方見直し等)、▽地域における持続可能な在宅医療提供体制の構築、▽診療報酬、介護報酬における常勤・専任要件等の緩和、▽高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化、データに基づく自立支援・重度化防止に資する介護サービスの実現、地域内の複数種類の介護サービスに関する一体的マネジメントの実現。

さらに、「議論を加速し、来年年央の答申・規制改革実施計画策定につなげていく必要がある」議題として、①革新的サービスの社会実装による課題解決、②スタートアップの成長、③国内投資の拡大、④良質な雇用の確保、⑤官民連携・公共サービス改革——の5つを提示。このうち④に関連して、岸田文雄首相は、「医療・介護従事者の常勤・専任規制の見直し、高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化などの課題について、検討を加速したい」と述べた。

介護支援専門員実務研修受講試験受験者数 5万6,532人

～厚生労働省

厚生労働省はこのほど、第26回介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数を公表した。同試験は10月8日に実施され、同11日現在で都道府県から報告を受けた受験者数を集計したもの。

集計によると同試験の総受験者数は5万6,532人で、前回の5万4,406人から2,126人増え、4年連続の増加となった。都道府県別に見ると、東京都が4,772人で最多、次いで大阪府3,850人、神奈川県3,353人で、前回と同様の順位。一方、最少は山梨県の330人、次いで香川県406人、鳥取県426人だった。

今年度末で終了する経過措置の再周知を要請

～厚生労働省

厚生労働省は10月4日、「令和5年度末で経過措置期間を終了する令和3年度介護報酬改定における改定事項について(依頼)」を各都道府県・市町村介護保険担当課(室)と関係団体に事務連絡した。

令和3年度介護報酬改定において、下記7つの改定事項は今年度末(2024年3月31日)までに経過措置が終了する予定となっており、終了までに約6カ月となったことから再周知が要請された(介護保険最新情報 Vol.1174)。

(1)感染症対策の強化：感染症の発生およびまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務化、(2)業務継続に向けた取り組みの強化：感染症や災害が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務化、(3)認知症介護基礎研修の受講の義務付け：本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること、(4)高齢者虐待防止の推進：利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること、(5)施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化：基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと、(6)施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実：栄養ケア・マネジメントの取り組みを一層強化する観点から、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを運営基準に規定するよう見直し、(7)事業所医師が診療しない場合の減算(未実施減算)の強化：訪問リハビリテーションについて事業所の医師の関与を進める観点から、事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について適用猶予措置期間の延長を見直し。

周知用の広報資料も事務連絡と合わせて提示され、研修会等での周知、ホームページへの掲載、窓口での配布等での活用が呼びかけられた。